

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 78 条 1 項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長が、請求人に対し、令和 4 年 3 月 15 日付けの通知書により行った徴収金額決定処分（徴収決定額 183,094 円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法又は不当を主張している。

令和 2 年 3 月上旬に生活保護を申請した時に事務所の財産調査に同意し、同意書に署名押印した。調査の結果、申請が受理され、3 月 26 日付けで受給資格を得た。

申請時と家庭訪問時のヒアリングにおいてアルバイト先で労働環境のトラブルがあり、一方的に解雇されたこと及び賃金計算締め日、賃金振込日については回答済みである。

退職したアルバイト先から諦めていた銀行振込があったことを電話で報告した後、郵送・ファックスで給与明細書等のコピーを担当職員に提出してあるため、担当職員が事務処理をしてくれたと思っていた。コロナ休業補償金としての入金分についても、担当職員は口頭で労働賃金ではなく 14,000 円以内なので、毎月の基準内の金額として認定されるので問題ないと言って終話していた。入金額の使途については、整形外科治療費・通院交通費として使うことを伝え、了承されていた。

令和３年４月末に令和２年度分を提出した時にもアルバイト先からの入金・医療費明細内訳を記入し、給与明細書兼明細書・医療機関領収書コピーも提出している。その後事務所からの返還請求や毎月の支給額からの調整はなかったので、問題なく扱われたものと捉えていた。令和４年５月に〇〇区から〇〇区への移管手続きが完了したタイミングで未申告として全額請求をされることは納得がいかない。令和２年３月から令和４年３月１５日に徴収決定に至るまでの２年間、請求人からの相談報告を適切に処理しなかった事務所に責があることは明白であるから、本件処分は違法・不当である。

弁明書の中にも誠実さが見られない。行政が生活保護受給者を敵視するような対応でなされた処分には、到底承服できない。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和６年 ２月１６日	諮問
令和６年 ６月１１日	審議（第８９回第３部会）
令和６年 ７月１７日	審議（第９０回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

（１）保護の基本原則

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定して

いる。

(2) 申請による保護の開始及び変更

法 24 条は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の資産及び収入の状況事項その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと規定している。

(3) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・3・(2)・ア・(ア)は、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」としている。

(4) 保護の実施機関及び福祉事務所長の調査権

法 28 条 1 項は、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は法 77 条若しくは法 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために要保護者に対して、報告を求め、若しくは職員に、要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができると規定している。

法 29 条 1 項 1 号は、福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は法 77 条若しくは法 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行その他の関係人に、報告を求めることができると規定している。

(5) 被保護者の届出義務

法 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。

(6) 不正受給に係る保護費等の徴収

ア 法 78 条 1 項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、

又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と規定している。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）Ⅳ・4・(1)によれば、法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することにも含まれる。刑法246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている。

また、「不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する」（同・(2)・ア）とされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-23・答(3)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

エ なお、次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、課長通知は、生活保護行政の適正な運営という観点から関連事項を整理したものであり、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、いずれも実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、令和2年3月11日、保護の申請を行った際に収入申告を行っており、また、同月23日、収入申告義務について担当職員か

ら説明を受け、その内容を理解したとして署名押印したこと。

- (2) 請求人は、本件各未申告収入元から、令和2年3月から同年5月までの間に本件未申告収入を得ていたにもかかわらず、同年3月11日に本件申告書1を提出して以降、同年8月12日に本件申告書2を提出するまで収入申告を行っておらず、また、本件申告書1及び2のいずれにも本件各未申告収入元からの収入の記載はなかったこと。
- (3) 本件29条調査により、本件未申告預金残高及び本件未申告収入の存在が明らかとなり、請求人が保護を申請した令和2年3月11日、本件預金口座から50,000円の引き出しがあったこと（本件引き出し）。
- (4) 令和3年3月2日、請求人は、担当職員に対し、本件引き出しを行った理由として、資産申告書に記載した保有現金2,000円のほかに50,000円あると申告した場合、保護を受けられなかったり、費消してから来所すると言われる可能性があったため、同金額を保険として持っていたと述べたこと。

法78条1項にいう「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることや消極的に事実を故意に隠蔽することにも含まれるとされているところ（1・(6)・イ）、上記各事実からすれば、請求人は、保護開始時に提出した資産申告書において、本件預金口座及び本件引き出しにより保有していた現金50,000円について記載すべきであったにもかかわらず、それらをあえて記載しなかったものと認められ（(3)及び(4)）、また、令和2年9月25日、本件29条調査に対する回答によって、請求人が同年3月から5月までの間、本件各未申告収入元から収入（本件未申告収入）を得ていたことが明らかとなったが、収入申告義務について担当職員から説明を受け、その内容を理解したとして署名押印していた請求人が同年9月25日までに提出していた本件申告書1及び2には、いずれも本件未申告収入について記載されていなかったことが認められる（(1)及び(2)）。これらはいずれも消極的に事実を故意に隠蔽するものというべきであるから、請求人は、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたものであり、法78条1項に該当すると言わざるを得ない。

そして、本件未申告収入183,094円は、その全額が法78条1項の規定による徴収対象額となるべきものである（1・(6)・ウ）。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正になさ

れたものであり、また、違算も認められないことから、これを違法・不当なものということはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、保護申請時に事務所の財産調査に同意し、同意書に署名押印したところ、調査の結果、申請が受理され、生活保護の受給資格を得たこと、賃金振込日について回答済みであることや、退職したアルバイト先からの銀行振込があったことを担当職員に電話で報告後、郵送・ファックスで給与明細等のコピーを提出しているほか、コロナ休業補償金として入金があった分についても、事前に担当職員に確認をしていたとして、請求人からの相談報告を適切に処理しなかった事務所に責があることは明白であるから、本件処分は違法・不当である旨主張する。

しかし、ケース記録その他の事件記録による限り、請求人が本件未申告収入に係る収入申告を行ったのは令和2年12月15日であって、本件29条調査により本件預金口座や本件未申告収入の存在が明らかとなった同年9月25日までの間に、請求人の主張する事実があったことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、請求人の主張は採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙（略）